

- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
 - 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
 - 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、法第七十九条の三第一項「とあるのは、法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- (変更登録)
- 第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種別
 - 四 変更しようとする事項及び変更予定期日
- 2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
 - 二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類
 - 三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- 四 登録証
- 3 国土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。
- (法第七十九条の七第一項の事由)
- 第五十一条の十二 法第七十九条の七第一項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。
- 一 運行している路線に係る道路又は橋梁^{（りょうりやう）}の損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなつたこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。
- (軽微な事項の変更の届出等)
- 第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
 - 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
 - 四 事務所の名称及び位置
 - 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
 - 六 運送しようとする旅客の範囲

- 2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 自家用有償旅客運送の種別
 - 四 変更した事項
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
 - 二 登録証
- 4 国土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。
- (旅客から收受する対価の揭示等)
- 第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- (旅客から收受する対価の基準)
- 第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。
- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
 - 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
 - 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。
- (自家用有償旅客運送自動車の運転者)
- 第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。
- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。
- 3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。
- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。